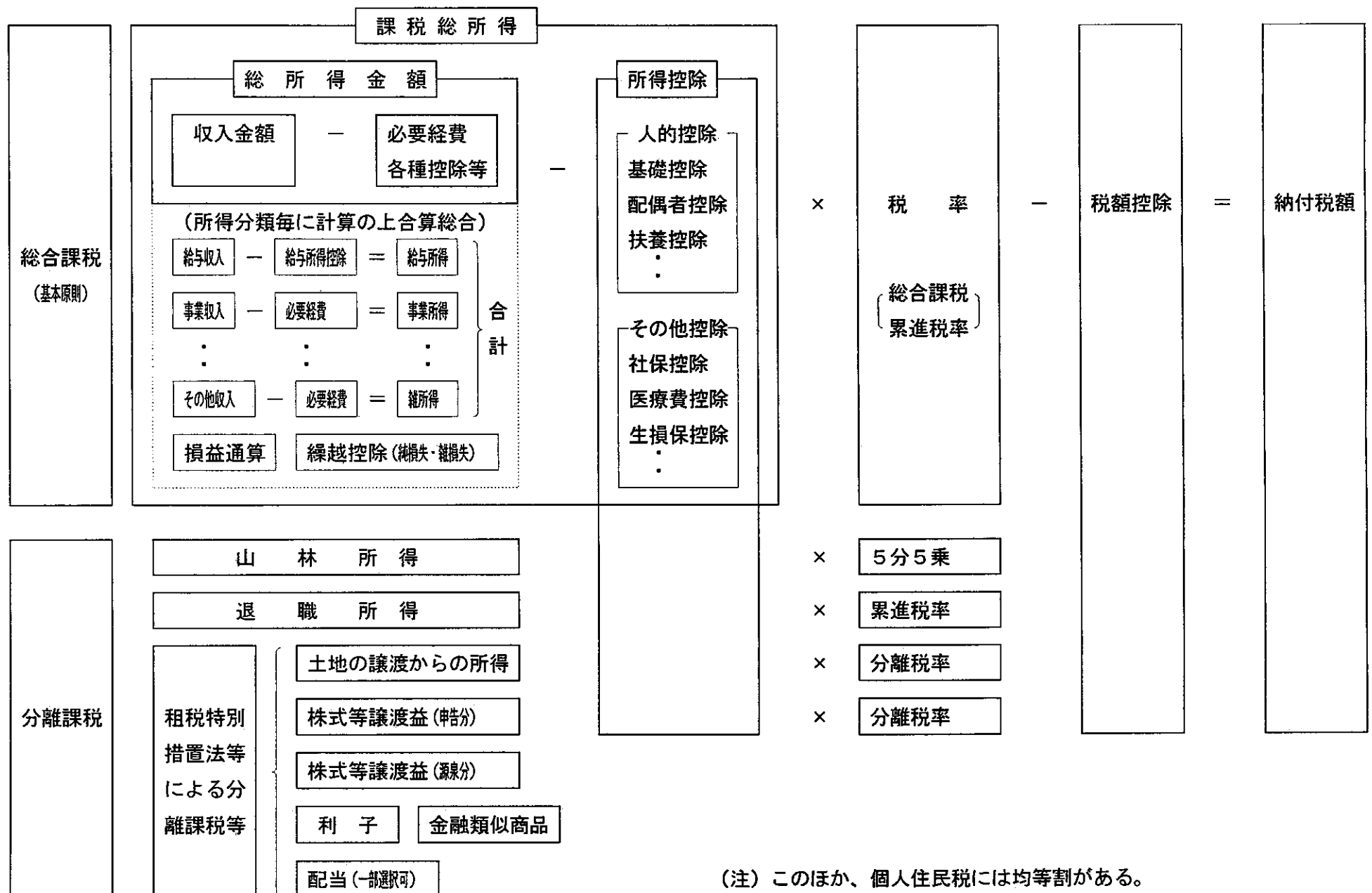


参 考 资 料

・ 所得税及び個人住民税の基本的な仕組み	1
・ 所得の範囲について	2
・ 所得税・個人住民税所得割の推移（イメージ図）	3
・ 抜本改革以降の主な所得税の改正	4
・ 抜本改革以降の主な個人住民税所得割の改正	5
・ 個人所得課税の恒久的減税の概要	6
・ 所得税・個人住民税の過去の抜本改革等による負担軽減状況 （夫婦子2人の給与所得者）	7
・ 所得税の税率構造の推移	8
・ 個人住民税所得割の税率構造の推移	9
・ 業種別所得者数と所得税納税人員の推移	11
・ 個人住民税所得割の納税義務者数の推移	12
・ 課税最低限の推移（夫婦子2人の給与所得者）	13
・ 恒久的減税による所得税の課税最低限＜給与所得者の場合＞	14
・ 恒久的減税による個人住民税所得割の課税最低限＜給与所得者の場合＞	15
・ 人的控除額の推移（平年分）	16
・ 個人住民税の人的控除額の推移	17
・ 給与所得控除制度の沿革（平年分）	18
・ 税制の抜本的見直しについての答申（抄）	19
・ 主要国におけるフリンジ・ベネフィットの課税関係	22
・ 退職所得控除額の推移	23
・ 青色申告控除とみなし法人課税制度の沿革	24
・ 主要国の個人・法人の税率構造	25

所得税及び個人住民税の基本的な仕組み



(注) このほか、個人住民税には均等割がある。

所得の範囲について

現行の所得課税
の対象とならな
い所得

帰属所得
未実現のキャピ
タルゲイン等

現行の所得課税の対象となる所得

非課税所得等

課税所得

特別控除など

(注) 所得は収入その他の経済的利益がある場合に生じる。

現行法における非課税所得等の範囲は以下のとおり。

- ① 所得税法の規定によるもの。
(恩給・遺族年金、出張旅費・通勤手当・現物給付、損害保険金、老人等の預貯金の利子等)
- ② 租税特別措置法の規定によるもの。
(勤労者財形貯蓄の利子、公社債等の譲渡益、国等へ重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得等)
- ③ その他の法令の規定によるもの。
(雇用保険の保険給付、健康保険の保険給付、宝くじの当せん金品等)

所得税・個人住民税所得割の推移（イメージ図）

	昭和62年9月・63年12月抜本改革前（61年）	抜本改革後～平成6年11月税制改革前までの間	現 行
税 率 構 造	所得税＋個人住民税 88% 所得税 個人住民税	給与収入 2,483.6万円 1,431.0万円 1,046.8万円 65% 55% 所得税＋個人住民税 45% 所得税 個人住民税 35% 30% 20% 15%	給与収入 2,317.8万円 1,370.5万円 1,149.4万円 50% 43% 33% 30% 20% 15% 所得税＋個人住民税 所得税 個人住民税
課 税 最 低 限	（夫婦2人、給与所得者の場合） 235.7万円 （191.2万円）	327.7万円 （284.9万円）	382.1万円 （309.5万円）

（注）課税最低限の欄の（ ）は個人住民税である。また、現行の数値は平成12年度分である。

抜本改革以降の主な所得税の改正

項 目	昭和62年9月改正前	昭和62年9月改正後	昭和63年臨時特例法	昭和63年12月改正後	平成6年11月改正前 (平成5・6年分)	平成6年11月改正後 (平成7～9年分)	平成10年度改正後 (平成10年分)	平成11年度改正後 (平成11年分以降)
税 率	(課税所得) (税率) 万円 ～ 50 10.5 120 12 200 14 300 17 400 21 600 25 800 30 1,000 35 1,200 40 1,500 45 2,000 50 3,000 55 5,000 60 8,000 65 8,000 ～ 70	(課税所得) (税率) 万円 ～150 10.5 200 12 300 16 500 20 600 25 800 30 1,000 35 1,200 40 1,500 45 3,000 50 5,000 55 5,000 ～ 60	(課税所得) (税率) 万円 ～300 10 600 20 1,000 30 2,000 40 5,000 50 5,000 ～ 60	(課税所得) (税率) 万円 ～300 10 600 20 1,000 30 2,000 40 2,000 ～ 50	(課税所得) (税率) 万円 ～300 10 600 20 1,000 30 2,000 40 2,000 ～ 50	(課税所得) (税率) 万円 ～330(772) 10 900(1,349) 20 1,800(2,296) 30 3,000(3,560) 40 3,000(3,560) ～ 50	(課税所得) (税率) 万円 ～330(778) 10 900(1,354) 20 1,800(2,302) 30 3,000(3,565) 40 3,000(3,565) ～ 50	(課税所得) (税率) 万円 ～330(795) 10 900(1,370) 20 1,800(2,317) 30 1,800(2,317) ～ 37
基 礎 控 除	33万円	33万円	33万円	35万円	35万円	38万円	38万円	38万円
配 偶 者 控 除	33	33	33	35	35	38	38	38
配偶者特別控除	—	最高16.5	最高16.5	最高35	最高35	最高38	最高38	最高38
扶 養 控 除	33	33	33	35	35	38	38	38
年 少 扶 養 控 除 (0～15歳の扶養親族)	—	—	—	—	—	—	—	48
特 定 扶 養 控 除 (16～22歳の扶養親族)	—	—	—	45	50	53	58	63
課 税 最 低 限	235.7 万円	261.9 万円	261.9 万円	319.8 万円	327.7 万円	353.9 万円	361.6 万円	382.1 万円
減 税 規 模		1.5兆円 (外住民税 0.7兆円)	(1.3 兆円)	2.4兆円 (外住民税 0.9兆円)	——	2.4兆円 (外住民税 1.0兆円)	——	3.2兆円 (外住民税 1.1兆円)

- (注) 1. 「税率」欄の()内は、夫婦子2人の給与所得者で子のうち1人が特定扶養控除の適用対象(11年分は子のうち1人が年少扶養控除、1人が特定扶養控除の適用対象)となる場合の給与収入金額である。
2. 「課税最低限」は、夫婦子2人の給与所得者(昭和63年12月改正後～平成10年度改正後は子のうち1人が特定扶養控除の適用対象、平成11年度改正後は子のうち1人が年少扶養控除、1人が特定扶養控除の適用対象)の場合のものである。
3. 上記の外、平成6年特別減税3.8兆円(外住民税1.7兆円)、平成7年特別減税1.4兆円(外住民税0.6兆円)平成8年特別減税1.4兆円(外住民税0.6兆円)及び平成10年特別減税2.8兆円(外住民税1.2兆円)が行われた。なお、平成11年度以降の定率減税2.6兆円(0.9兆円)は、上記の減税規模3.2兆円(1.1兆円)の中に含まれている。

抜本改革以降の主な個人住民税所得割の改正

項 目	昭和62年9月改正前 (昭和62年度)	昭和62年9月改正後 (昭和63年度)	昭和63年12月改正後 (平成元年度)	平成3年度改正後 (平成3年度)	平成6年11月改正後 (平成7年度)	平成11年度改正後 (平成11年度)	平成11年度改正後 (平成12年度以降)
税 率	(課税所得) (税率) 万円 ～ 20 4.5 45 5 70 6 95 7 120 8 150 9 220 11 370 12 570 13 950 14 1,900 15 2,900 16 4,900 17 4,900 ～ 18	(課税所得) (税率) 万円 ～ 60 5 130 7 260 10 460 12 950 14 1,900 15 1,900 ～ 16	(課税所得) (税率) 万円 ～ 120 5 500 10 500～ 15	(課税所得) (税率) 万円 ～ 160 5 550 10 550～ 15	(課税所得) (税率) 万円 ～ 200(573) 5 700(1,134) 10 700(1,134) ～ 15	(課税所得) (税率) 万円 ～ 200(582) 5 700(1,147) 10 700(1,147) ～ 13	(課税所得) (税率) 万円 ～ 200(584) 5 700(1,149) 10 700(1,149) ～ 13
基 礎 控 除	26万円	28万円	28万円	31万円	33万円	33万円	33万円
配 偶 者 控 除	26	28	28	31	33	33	33
配 偶 者 特 別 控 除	—	最高 14	最高 14	最高 31	最高 33	最高 33	最高 33
扶 養 控 除	26	28	28	31	33	33	33
特 定 扶 養 控 除 (16歳～22歳の扶養親族)	—	—	—	36	41	43	45
課 税 最 低 限	191.2万円	226.1万円	226.1万円	280.1万円	300.7万円	306.3 万円	309.5万円
減 税 規 模		0.7兆円 (外所得税1.5兆円)	0.9兆円 (外所得税2.4兆円)	0.6兆円	1.0兆円 (外所得税2.4兆円)	1.1兆円 (外所得税3.2兆円)	—

- (注)1. 「税率」欄の()内は、夫婦子2人の給与所得者で子のうち1人が特定扶養控除の適用対象となる場合の給与収入額である。
2. 「税率」欄は、道府県民税及び市町村民税の税率の計である。なお、平成9年度に道府県民税から市町村民税への税源移譲が行われている。
3. 「課税最低限」は、夫婦子2人の給与所得者で子のうち特定扶養控除の適用対象となる場合のものである。
4. 上記の外、平成6年度特別減税1.7兆円(所得税3.8兆円)、平成7年度特別減税0.6兆円(所得税3.8兆円)、平成8年度特別減税0.6兆円(所得税1.4兆円)及び平成10年度特別減税1.2兆円(所得税2.8兆円)が行われた。なお、平成11年度以降の定率減税0.9兆円(所得税2.6兆円)は、上記の減税規模1.1兆円(所得税3.2兆円)の中に含まれている。
5. 平成12年度以降の特定扶養控除額の引上げに伴う減収額は、平成11年度改正後の減税規模1.1兆円に含まれている。

個人所得課税の恒久的減税の概要

1 減税規模（平年度）

4. 3兆円
(国税 3.2兆円、地方税 1.1兆円)

2 減税の内容

(1) 最高税率の引下げ

① 所得税

(改正前)	(改正後)
課税所得 3,000万円超の金額 50%	課税所得 1,800万円超の金額 37%

② 個人住民税

(改正前)	(改正後)
課税所得 700万円超の金額 15%	課税所得 700万円超の金額 13%

(注) 個人住民税の最高税率の引下げについては、市町村民税の最高税率引下げ(12%→10%)で対応。

(2) 定率減税

① 所得税

- その年分の所得税額から当該所得税額の20%相当額(25万円を限度)を控除。

② 個人住民税

- その年度分の個人住民税所得割額から当該個人住民税所得割額の15%相当額(4万円を限度)を控除。

(3) 扶養控除額の加算

① 所得税

- 年齢16歳未満の扶養親族に係る扶養控除の額(改正前38万円)に10万円を加算。
- 特定扶養親族(年齢16歳以上23歳未満の扶養親族)に係る扶養控除の額(改正前58万円)に5万円を加算。

② 個人住民税(平成12年度分から適用)

- 特定扶養親族(年齢16歳以上23歳未満の扶養親族)に係る扶養控除の額(改正前43万円)に2万円を加算。

3 実施時期

- 平成11年(度)分の所得税・個人住民税から適用。
- 給与所得者及び公的年金等受給者に係る所得税の源泉徴収については、平成11年4月支給分から適用。

同年1～3月支給分の源泉徴収税額については、6月支給分の源泉徴収税額から、次の金額を控除。

$$\left[\begin{array}{l} \text{平成11年1～3月} \\ \text{支給分に係る源泉} \\ \text{徴収税額の合計額} \end{array} \right] \times 20\% \quad (\text{上限 45,000円})$$

控除しきれない部分については、7月以降支給分の源泉徴収税額から順次控除。

所得税・個人住民税の過去の抜本改革等による負担軽減状況（夫婦子2人の給与所得者）

給与収入	抜本改革等(※)前の税額 (62年9月改正前) (1)		抜本改革等による 軽減額 (2)		恒久的減税による軽減額 (扶養控除額の加算を含む) (3)		抜本改革等及び恒久的 減税による軽減額 (2)+(3)		恒久的減税後の 税額 (4)	
	円	負担率 %	円	軽減割合 %	円	軽減割合 %	円	軽減割合 %	円	負担率 %
1,000,000	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2,000,000	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3,000,000	78,125	2.6	78,125	100.0	0	0.0	78,125	100.0	0	0.0
4,000,000	215,750	5.4	156,250	72.4	23,175	38.9	179,425	83.2	36,325	0.9
5,000,000	394,050	7.9	225,050	57.1	43,250	25.6	268,300	68.1	125,750	2.5
6,000,000	614,450	10.2	321,450	52.3	66,600	22.7	388,050	63.2	226,400	3.8
7,000,000	890,200	12.7	433,200	48.7	95,300	20.9	528,500	59.4	361,700	5.2
8,000,000	1,204,400	15.1	552,400	45.9	139,600	21.4	692,000	57.5	512,400	6.4
9,000,000	1,538,800	17.1	622,800	40.5	174,800	19.1	797,600	51.8	741,200	8.2
10,000,000	1,887,100	18.9	707,100	37.5	210,000	17.8	917,100	48.6	970,000	9.7
11,000,000	2,305,100	21.0	840,100	36.4	248,000	16.9	1,088,100	47.2	1,217,000	11.1
12,000,000	2,724,850	22.7	949,850	34.9	296,600	16.7	1,246,450	45.7	1,478,400	12.3
13,000,000	3,190,350	24.5	957,350	30.0	358,200	16.0	1,315,550	41.2	1,874,800	14.4
14,000,000	3,663,000	26.2	1,054,500	28.8	392,200	15.0	1,446,700	39.5	2,216,300	15.8
15,000,000	4,182,250	27.9	1,146,250	27.4	411,200	13.5	1,557,450	37.2	2,624,800	17.5
20,000,000	7,008,250	35.0	1,834,750	26.2	506,200	9.8	2,340,950	33.4	4,667,300	23.3
30,000,000	13,504,150	45.0	3,392,650	25.1	905,600	9.0	4,298,250	31.8	9,205,900	30.7
40,000,000	20,540,050	51.4	4,790,550	23.3	1,793,600	11.4	6,584,150	32.1	13,955,900	34.9
50,000,000	27,855,050	55.7	5,930,550	21.3	3,218,600	14.7	9,149,150	32.8	18,705,900	37.4

(注)1. 子のうち1人は特定扶養親族に該当し、1人は16歳未満であるものとして計算している。

なお、扶養控除額の加算（所得税10万円、5万円、個人住民税2万円）を織り込んでいる。

2. 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

※ 抜本改革等とは、消費税の導入、引上げ及び地方消費税の導入と合わせて行われた昭和62年9月、63年12月及び平成6年11月の税制改革等をいう。

所得税の税率構造の推移

	49年	59年	62年	63年	元年	7年	11年
税率	% 10 12 14 16 18 21 24 27 30 34 38 42 46 50 55 60 65 70 75	% 10.5 12 14 17 21 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70	% 10.5 12 16 20 25 30 35 40 45 50 55 60	% 10 20 30 40 50 60	% 10 (~ 300) 20 (~ 600) 30 (~1,000) 40 (~2,000) 50 (2,000~)	% 10 (~ 330) 20 (~ 900) 30 (~1,800) 40 (~3,000) 50 (3,000~)	% 10 (~ 330) 20 (~ 900) 30 (~1,800) 37 (1,800~)
住民税の最高税率	18%	18%	18%	16%	15%	15%	13%
住民税と合わせた最高税率	93% (注1)	88% (注1)	78%	76%	65%	65%	50%
税率の刻み数 (住民税の税率の刻み数)	19 (13)	15 (14)	12 (14)	6 (7)	5 (3)	5 (3)	4 (3)
課税最低限	170.7万円	235.7万円	261.5万円	261.9万円	319.8万円	353.9万円 (注2)	382.1万円

(注1) 49年及び59年については賦課制限がある。

(注2) 課税最低限は、平成10年度改正後は361.6万円となる。

個人住民税所得割の税率構造の推移

	49年度	59年度	62年度	63年度	元年度	3年度	7年度	11年度
税率	% 万円 4 (~ 30) 5 (~ 50) 6 (~ 80) 7 (~ 110) 8 (~ 150) 11 (~ 250) 12 (~ 400) 13 (~ 600) 14 (~1,000) 15 (~2,000) 16 (~3,000) 17 (~5,000) 18 (5,000~)	% 万円 4 (~ 30) 5 (~ 45) 6 (~ 70) 7 (~ 100) 8 (~ 130) 9 (~ 150) 11 (~ 230) 12 (~ 370) 13 (~ 570) 14 (~ 950) 15 (~1,900) 16 (~2,900) 17 (~4,900) 18 (4,900~)	% 万円 4.5 (~ 20) 5 (~ 45) 6 (~ 70) 7 (~ 95) 8 (~ 120) 9 (~ 150) 11 (~ 220) 12 (~ 370) 13 (~ 570) 14 (~ 950) 15 (~1,900) 16 (~2,900) 17 (~4,900) 18 (4,900~)	% 万円 5 (~ 60) 7 (~ 130) 10 (~ 260) 12 (~ 460) 14 (~ 950) 15 (~1,900) 16 (1,900~)	% 万円 5 (~120) 10 (~500) 15 (500~)	% 万円 5 (~160) 10 (~550) 15 (550~)	% 万円 5 (~200) 10 (~700) 15 (700~)	% 万円 5 (~200) 10 (~700) 13 (700~)
所得税の最高税率	75%	70%	60%	60%	50%	50%	50%	37%
所得税と合わせた最高税率	93% (注1)	88% (注1)	78% (注1)	76%	65%	65%	65%	50%
税率の刻み数 (所得税の税率の刻み数)	13 (19)	14 (15)	14 (12)	7 (6)	3 (5)	3 (5)	3 (5)	3 (4)
課税最低限	101.6万円	188.8万円	191.2万円	226.1万円	226.1万円	280.1万円	300.7万円	306.3万円 (注2)

(注1) 49年度、59年度及び62年度については賦課制限がある。

(注2) 課税最低限は、平成12年度は309.5万円となる。

個人住民税所得割の税率構造の推移（道府県民税・市町村民税別）

		4 9 年 度	5 9 年 度	6 2 年 度	6 3 年 度	元 年 度	3 年 度	7 年 度	9 年 度	1 1 年 度
税 率	市 町 村 民 税	% 万円 2 (～ 30)	% 万円 2 (～ 30)	% 万円 2.5 (～ 20)	% 万円 3 (～ 60)	% 万円 3 (～120)	% 万円 3 (～160)	% 万円 3 (～200)	% 万円 3 (～200)	% 万円 3 (～200)
		3 (～ 50)	3 (～ 45)	3 (～ 45)	5 (～ 130)	8 (～500)	8 (～550)	8 (～700)	8 (～700)	8 (～700)
		4 (～ 80)	4 (～ 70)	4 (～ 70)	7 (～ 260)	11 (500～)	11 (550～)	11 (700～)	12 (700～)	10 (700～)
		5 (～ 110)	5 (～ 100)	5 (～ 95)	8 (～ 460)					
		6 (～ 150)	6 (～ 130)	6 (～ 120)	10 (～ 950)					
		7 (～ 250)	7 (～ 230)	7 (～ 220)	11 (～1,900)					
		8 (～ 400)	8 (～ 370)	8 (～ 370)	12 (1,900～)					
		9 (～ 600)	9 (～ 570)	9 (～ 570)						
		10 (～1,000)	10 (～ 950)	10 (～ 950)						
		11 (～2,000)	11 (～1,900)	11 (～1,900)						
		12 (～3,000)	12 (～2,900)	12 (～2,900)						
		13 (～5,000)	13 (～4,900)	13 (～4,900)						
		14 (5,000～)	14 (4,900～)	14 (4,900～)						
	道 府 県 民 税	% 万円 2 (～150)	% 万円 2 (～150)	% 万円 2 (～150)	% 万円 2 (～130)	% 万円 2 (～500)	% 万円 2 (～550)	% 万円 2 (～700)	% 万円 2 (～700)	% 万円 2 (～700)
		4 (150～)	4 (150～)	4 (150～)	3 (～260) 4 (260～)	4 (500～)	4 (550～)	4 (700～)	3 (700～)	3 (700～)

業種別所得者数と所得税納税人員の推移

(単位：万人)

区 分	平成 5 年	6	7	8	9	10年度（見込）	11年度（予算）
給 与 所 得 者							
{ 所 得 者 数	5,202	5,236	5,263	5,322	5,391	5,355	5,375
{ 納 税 者 数	4,473	4,478	4,484	4,537	4,618	4,588	4,600
農 業 所 得 者							
{ 所 得 者 数	100	96	104	101	97	94	
{ 納 税 者 数	22	27	19	20	16	16	15
農業以外の事業所得者							
{ 所 得 者 数	639	624	615	604	610		
{ 納 税 者 数	297	285	273	273	267	263	261
そ の 他 所 得 者 (納 税 者 数)	524	510	510	531	545	555	561

(備考)

- 所得者数は次によった。
 - 給与所得者…… 労働力調査（総務庁統計局）の雇用者総数による。平成9年までは実績、10年度（見込）及び11年度（予算）は政府経済見通しによる。
 - 農業所得者…… 農業構造動態調査（農林水産省）等により推計した。
 - 農業以外の事業所得者…… 労働力調査（総務庁統計局）の非農林業の自営業主数による。
- 納税者数は次によった。
 - 給与所得者…… 民間給与実態調査及び源泉所得税の課税実績から推計した。
 - 農業所得者及び農業以外の事業所得者…… 申告所得税の課税実績による。平成10年度（見込）及び11年度（予算）は推計である。
 - その他所得者…… 上記(2)参照。「その他所得者」とは、例えば、給与収入が2,000万円（6年以前については1,500万円）を超える者、2か所以上から給与を受けている者及び譲渡、配当、不動産、山林などの所得を有する者をいう。
 - 給与所得者と申告所得者との関係…… 例えば、給与所得者が「給与以外の所得」を申告納税すると、「その他所得者」としても計上されることとなり、上記(1)の給与所得者数と重複する（その数は、9年で約301万人と推定される。）。
- 10年度の納税者数は平成10年分所得税の特別減税がないとした場合のものであり、11年度の納税者数は現行法による場合のものである。